

香川県生活環境の保全に関する条例

# 化学物質適正管理計画の 作成等の手引き

香川県環境森林部環境管理課

## 1. はじめに

化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄などのさまざまな段階で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物学的濃縮など、環境汚染がしばしば社会問題化するものがあります。香川県では、化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、「香川県生活環境の保全に関する条例」（以下「条例」と言う。）において、化学物質管理対策の規定を設けています。

本手引きは、化学物質等を取り扱う事業者が行うべき化学物質適正管理計画等の作成等について、具体的にまとめたものです。

## 2. 条例「化学物質管理対策」の内容

### I 【対象事業者】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）で定められている「第一種指定化学物質等取扱事業者」です。

具体的には、製造業など対象となる業種で、従業員が21人以上であり、取扱量等の要件（対象物質の年間取扱量が1トン（特定第一種指定化学物質は0.5トン）以上や、廃棄物処理施設等を設置しているなど）に該当する事業者です。第一種指定化学物質等取扱事業者の詳細は下記の環境省ホームページをご覧ください。

(<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/target.html>)

### II-1 【化学物質管理の方針及び管理計画】の公表

第一種指定化学物質等取扱事業者は、化管法の化学物質管理指針に基づき「化学物質管理の方針及び管理計画」を作成した場合は、その公表に努めなければなりません。

化管法の化学物質管理指針については下記の環境省ホームページをご覧ください。

(<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html>)

### II-2 【化学物質管理の方針及び管理計画】又は【化学物質適正管理計画】の提出・公表義務

①第一種指定化学物質等取扱事業者のうち、前年度の第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く。）の排出量及び移動量（※）の合計が30トン以上である事業所を県内に有する事業者（以下「提出義務者」という。）は、「化学物質管理の方針及び管理計画」を作成した場合は、少なくとも次に掲げる事項を知事に提出するとともに公表しなければなりません。

（※）化管法第5条第1項に規定する排出量及び移動量をいう。

（化学物質管理の方針及び管理計画のうち少なくとも次に掲げる事項）

- ①化学物質管理の方針
- ②管理計画の策定
- ③組織体制の整備
- ④教育、訓練の実施
- ⑤指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況

- ②「化学物質管理の方針及び管理計画」を知事に提出しない提出義務者は、「化学物質適正管理計画」を作成し、知事に提出するとともに公表しなければなりません。

(「化学物質適正管理計画」の内容)

- ①第一種指定化学物質管理の方針
- ②第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法
- ③第一種指定化学物質管理の体制
- ④従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項
- ⑤第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項
- ⑥事故発生時の措置等
- ⑦その他の第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項

### Ⅲ 提出・公表方法

(提出方法など)

提出義務者となった年度の8月31日までに書面、又は電子申請・届出システムで行います。

ただし、災害その他の知事が別に定める特別の事情があるときの提出期限は、知事が別に定めるものとします。

(受付窓口：書面)

香川県 環境森林部 環境管理課 (大気保全・環境安全グループ)

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3219 (直通) FAX 087-806-0228

(受付窓口：電子申請・届出システム (サイト内：化学物質で検索))

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\\_initDisplayTopu/offer/offerList\\_initDisplayTop#application](https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplayTopu/offer/offerList_initDisplayTop#application)

様式等については次のとおりです。

#### ○「化学物質管理の方針及び管理計画」の場合

書式の指定はありませんが、「香川県生活環境の保全に関する条例」に基づいて提出する旨の記載をしてください。

変更したときは、変更の日から30日以内に書面で届出し、公表してください。

なお、過去に提出したものが当該年度において効力を有するときは、提出の必要はありません。

#### ○「化学物質適正管理計画」の場合

化学物質適正管理計画の提出は、「化学物質適正管理計画書」(第24号様式)により行ってください。

化学物質適正管理計画を変更したときは、変更の日から30日以内に、「変更化学物質適正管理計画変更届出書」(第25号様式)により届出し、公表してください。

様式は、香川県ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kagaku/sw9irn180329133835.html>)

(ページID：2134)

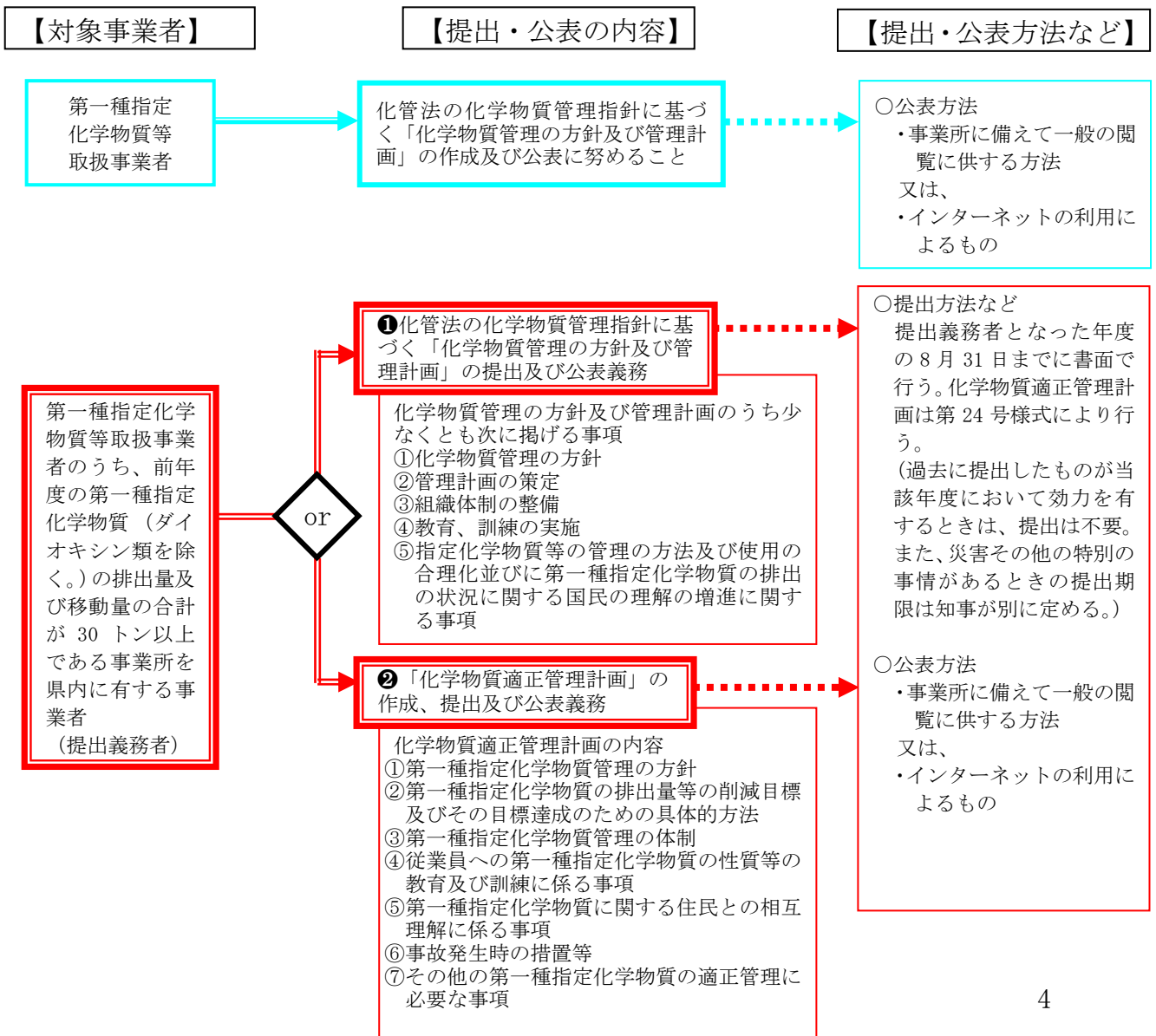
なお、過去に提出したものが当該年度において効力を有するときは、提出の必要はありませんが、提出義務者である間に計画期間が終了した場合は、新たに作成し、提出及び公表を行ってください。

### (公表方法)

「化学物質管理の方針及び管理計画」及び「化学物質適正管理計画」の公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとします。

なお、公表する際には、「香川県生活環境の保全に関する条例」に基づいて公表する旨の記載をしてください。

### ○化学物質適正管理計画等の作成、提出及び公表の流れ



#### IV 勧告・公表

知事は、化学物質適正管理計画の提出及び公表を行わない提出義務者に対し、勧告及び公表を行うことができます。

#### 3. 作成に当たっての注意事項

○「化学物質管理の方針及び管理計画」

「化学物質管理の方針及び管理計画」は、化管法の化学物質管理指針に沿った作成が必要です。

○「化学物質適正管理計画」

「化学物質適正管理計画」は、化管法の化学物質管理指針に留意して、管理体制や従業員への教育など各種の規程を作成する必要がありますが、多くの事業者が既に教育に係る要領などのマニュアルを有していると思われます。また、ISO14001 を取得するなど、既に管理システムを実践されている場合もあるかと思われます。そうした場合に、この「化学物質適正管理計画」のために、新たに要領や規程を設ける必要はありません。記載の作成例を参考に、既存のマニュアル等を必要に応じ修正するなどして、事業所の形態等に沿った内容で作成してください。

## 化学物質適正管理計画書

令和〇年〇〇月〇〇日

香川県知事殿

提出者

住所 〒760-XXXX 香川県高松市番町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

香川県生活環境の保全に関する条例第 89 条第 1 項の規定により、化学物質適正管理計画を作成したので、次のとおり提出します。

事業所の名称	〇〇事業所
事業所の所在地	香川県丸亀市〇〇町△△番地
計画の公表予定年月日	令和〇年〇〇月〇日
計画の公表の方法	インターネット（HP アドレス https:~）
連絡先	担当部署 〇〇部〇〇課 担当者 〇〇 △△ 電話番号 〇〇〇-×××-△△△△ FAX 番号 〇〇〇-×××-△△〇〇 電子メールアドレス 〇〇@〇〇.××

計画期間	令和〇年 4 月 1 日～△年 3 月 31 日	
化学物質適正管理計画	第一種指定化学物質管理の方針	別紙のとおり
	第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法	別紙のとおり
	第一種指定化学物質管理の体制	別紙のとおり
	従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項	別紙のとおり
	第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項	別紙のとおり
	事故発生時の措置等	別紙のとおり
	その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(別紙)

### (1) 第一種指定化学物質管理の方針

当社は、第一種指定化学物質を取り扱う事業者として、化学物質の適正な管理を最重要課題の一つと認識し、環境に配慮した事業者活動を行い、社会に貢献する。

1. 法令の遵守はもとより、社内規則にのっとり、環境保全に貢献する。
2. 環境への影響の認識のもと、使用する第一種指定化学物質の適正な管理を行うことで、環境への排出の削減に、継続的に努める。
3. 当方針に即した第一種指定化学物質の適正な管理のための教育を実施し、全従業員が一丸となって取り組む。
4. 地域住民、行政等とのコミュニケーションを図り、社会に貢献する。

### (2) 第一種指定化学物質の排出量等の削減目標及びその目標達成のための具体的方法

基準年度は、提出義務者となった年度の前年度（計画期間終了の場合は終了年度）になります

#### ・削減目標

化学物質名	排出先	基準年度 : 令和×年度	排出量等削減目標（対令和×年度割合）		
			令和○年度	令和△年度	令和□年度
トルエン	大気	8000kg	7200kg (90%)	6400kg (80%)	4800kg (60%)
キシレン	大気	3700kg	3330kg (90%)	2960kg (80%)	2220kg (60%)
鉛及びその化合物	廃棄	500kg	375kg (75%)	250kg (50%)	0kg (0%)

#### ・目標達成のための具体的方法

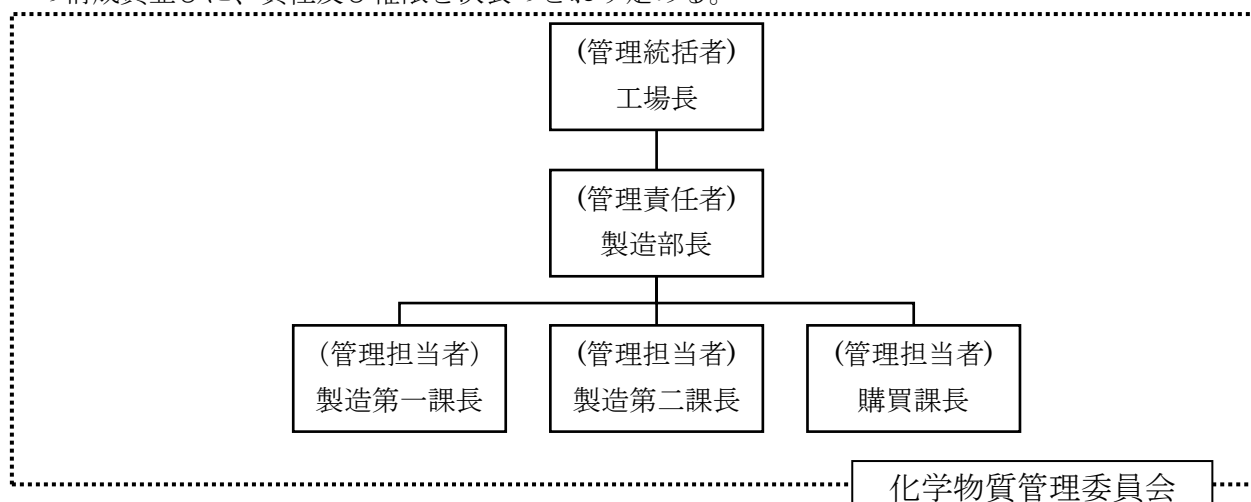
項目	実施する具体的方法	令和○年度	令和△年度	令和□年度
設備の改善	工場床面の不浸透処理	A 区画	B 区画	C 区画
〃	製造設備の密閉性の改善	密閉化構造の技術的検討・設計	密閉性改善工事	改善設備による運転
〃	排水・排ガス処理設備の設置	設備検討	設計	設備設置
工程の改善	作業手順の見直し・標準化	廃棄物管理、保管工程	塗装工程	製造工程
使用の合理化	製品歩溜りの	(B 工程) 最適	(B 工程) 最適	(B 工程) 設定



	向上	操作基準の検討、試験	操作基準の実証、設定	操作基準における製造
〃	回収処理設備の設置	設備検討、設計	設備設置	設備稼働
〃	代替原材料導入	代替原材料導入技術の検討	代替原材料導入試験	代替原材料への転換
日常管理業務	従業員教育・訓練	継続実施	継続実施	継続実施
〃	情報収集・整理	情報収集	SDS データベース構築（原料）	SDS データベース構築（製品）
〃	化管法に基づく排出量等の把握及び報告	継続実施	継続実施	継続実施
〃	施設の保守・点検	点検マニュアル作成・実施	継続実施	継続実施

### (3) 第一種指定化学物質管理の体制

本計画に基づく措置を確実かつ円滑に実施するため、化学物質管理委員会を設置し、その構成員並びに、責任及び権限を次表のとおり定める。



職名	構成員	責務
管理統括者	工場長	化学物質適正管理計画を策定し、本計画の推進を統括する。計画実施に必要な資源の配分等を決定する。
管理責任者	製造部長	本計画の遂行に統括的な責任と権限を有し、管理担当者を指揮し、事業所全部門における本計画の実施を推進する。
管理担当者	製造第一課長 製造第二課長 購買課長	各部署において本計画に基づく措置を実施する。 各部門における本計画の進捗状況の点検、評価を行う。

#### (4) 従業員への第一種指定化学物質の性質等の教育及び訓練に係る事項

1. 化学物質（第一種指定化学物質を含む。）の適正管理を図るための従業員の教育・訓練に関する責任者は管理統括者とする。従業員の教育・訓練に関する実施計画を作成し、継続的に実施する。
2. 次の内容について教育・訓練を行うこととする。
  - ・化学物質管理の関係法令に関すること
  - ・事業所内管理規定類に関すること
  - ・管理方針、管理計画に関すること
  - ・事業所内で取り扱う化学物質の有害性、危険性、取扱い上の注意等の情報に関すること
  - ・化学物質管理抑制技術に関すること
  - ・日常点検、定期点検の実施方法に関すること
  - ・化学物質に係る事故時の措置に関すること
  - ・その他化学物質の管理に必要な事項

#### (5) 第一種指定化学物質に関する住民との相互理解に係る事項

1. 体制の整備 第一種指定化学物質の管理活動に対する住民の理解を深めることを目的に、必要な情報を適切に提供する等住民等との渉外業務に当たらせるため、〇〇課に渉外係を設置する。
2. 情報の提供等 管理統括者は、第一種指定化学物質の排出状況を含め、事業活動の内容、第一種指定化学物質の事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、住民の理解の増進を図る。
3. 住民の理解の増進のための人材の育成 管理統括者は、第一種指定化学物質を取扱う従業員に対し、住民への情報の提供、住民の意識の理解等を円滑に行うために、研修会を開催するなど、教育及び訓練を行う。

#### (6) 事故発生時の措置等

1. 管理統括者は、事故発生時の具体的な対応手段を定めた化学物質事故対策要領を定め、全従業員に周知するとともに、事故事例を収集・分析し、従業員への教育・訓練に活用し、事故を未然に防止する措置を講じる。
2. 管理統括者は、年1回以上事故想定訓練を実施する。
3. 管理担当者は、施設や設備の点検マニュアルを作成するとともに、施設及び設備の点検を実施し、点検の結果異常が認められた場合、速やかに補修などの措置を講じる。

## (7) その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項

(例 化学物質の情報の収集・整理・活用についての事項)

その他第一種指定化学物質の適正管理に必要な事項として、化学物質の情報の収集・整理・活用について、次のとおり定める。

1. 管理担当者は、下記の情報の収集・整理を行い、管理責任者に報告を行う。
    - ・第一種指定化学物質の取扱い量等の把握
    - ・第一種指定化学物質を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。
  2. 管理担当者は、下記の情報の収集・整理を行い、管理責任者に報告を行う。
    - ・第一種指定化学物質の性状、管理技術等に関する情報収集と情報利用
- 1及び2のデータをもとに第一種指定化学物質を取り扱う工程管理の見直し、標準化、管理対策の実施に努める。

問合せ先

香川県 環境森林部 環境管理課（大気保全・環境安全グループ）

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3219（直通） FAX 087-806-0228